

三木町農業委員会

令和 8 年 2 月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和8年2月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和8年2月20日
(会 議 時 間) 13:30～15:28
(開 催 場 所) 三木町防災センター 第1研修室

出席委員数 15名

2番	松田	隆雄
3番	平井	直行
4番	沖藤	高奨
7番	溝渕	常雄
8番	高重	浩二
9番	原内	健正
10番	森	宏樹
12番	鈴木	勤
13番	地下	三
14番	岡田	久
15番	川田	正憲
16番	藤澤	勇一
17番	多田	幸子
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)
19番	高尾	壽一 (会長)

事務局

1. 貞中政治事務局長
2. 大森和人課長補佐
3. 岩嶋裕美副主幹
4. 漆原翔平係長
5. 今西奏士郎主任主事

町職員

1. 河合秀哉係長
2. 小西圭人主事

(1) 農地法関係

(別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等計画促進計画について
- 議案第5号 地域計画変更申出に係る意見聴取について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 青年等就農計画認定申請について

(4) 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目変更の認定について

13時30分 開会

- 事務局 ただいまから、2月の農業委員会定例会を開会いたします。本日阿部委員、古市委員より欠席のご連絡をいただいております。また、本日の出席委員数は、過半数の出席をいただいておりますことをご報告いたします。開会にあたりまして、高尾会長よりごあいさつをお願いいたします。
- 会長 (挨拶および議事録署名委員指名)
- 事務局 ありがとうございます。それでは高尾会長、引き続き議事進行よろしく申し上げます。
- 会長 それでは、次第に沿って始めたいと思います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 失礼いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページをご覧ください。
【議案第1号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。
- 会長 それでは地区担当の農業委員の方、補足説明がありましたらお願いします。
- 会長 1番ですが、売買により所有権移転するもので特に問題はないかと思われます。
- 事務局 2番、3番ですが、阿部委員欠席のため、代わって事務局より補足説明させていただきます。申請地すべて共有名義となっていたため、それぞれ耕作している農地を単独名義に変更するため申請に至ったようです。
- 沖藤委員 4番ですが、5条申請で所有権移転する際に隣接農地についても渡人より売却希望があったため、家庭菜園用地として取得するもので特に問題はないかと思われます。
- 原内委員 5番ですが、親子間の贈与であり、特に問題はないかと思われます。
- 会長 議案第1号について質問がある方はいらっしゃいますか。
- 委員一同 (質問なし)
- 会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。賛成するという委員の方、挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手)
- 会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第2号及び第3号、農地法4、5条による許可申請について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 はい、失礼いたします。それでは、議案第2号及び第3号について併せて説明します。議案書の3ページをご覧ください。なお、お配りしている別紙の位置図も併せてご覧ください。
【議案第2号及び第3号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上になります。ご審議よろしく申し上げます。
- 会長 本件は現地調査に行ってますので、そちらの報告をお願いしたいと思います。
- 鈴木委員 それでは、現地調査の報告を行います。2月分の農地法関連の申請について、去る、令和

8年2月13日（金）の午前9：00から4条申請1件、5条申請2件の計3件につきまして、高尾会長、溝渕副会長、森委員、私（鈴木委員）、事務局2名の計6名、及び、担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、5条申請 番号2-2です。造成後、北側に農地が1筆残る形にはなりますが、水路については新たに確保していただくため、影響はないと思われます。その他の点については特に問題はありませんでした。以上で、現地調査の報告を終わります。

会長 はい。ありがとうございました。それでは担当地区の委員の方の補足説明がありましたらお願いします。

鈴木委員 4条申請の1番ですが、申請人の自宅への来客に対応するため転用するもので特に問題はないかと思われます。

沖藤委員 5条申請の1番ですが、住宅を建築するために転用するもので、周辺農地へ影響はなく、特に問題はないと思います。

森委員 5条申請の2番ですが、渡人の孫が住宅を建築するために転用するもので特に問題はないかと思われます。

会長 議案第2号、3号について質問のある方いらっしゃいますか。

委員一同 （質問なし）

会長 では採決に移りたいと思います。議案の第2号農地法第4条について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。続きまして議案の第3号農地法第5条について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。続きまして議案の第4号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第4号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらについては新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の6ページをご覧ください。

【番号3-185番から朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 説明ありがとうございました。
新規物件については、農業委員さんに情報は入っていないものもあると思います。ご確認をお願いします。全体的にご質問がございましたらお願いします。

会長職務代理 この申請地では作ることが難しそうな作物がみられるが、どのようにするつもりでしょうか。

事務局 借受人が作付けする可能性があるものを表記しており、申請地で作る作物を表記しているわけではないため、農地に応じて作物を選定するようになります。

会長 14 番の申請地にはハウスが建っていると思うがどうするのか。

事務局 ハウスごと貸借するようになっております。

会長 ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは議案第 4 号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。続きまして議案の第 5 号地域計画変更申出に係る意見聴取についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第 5 号地域計画変更申出に係る意見聴取について説明いたします。議案書の 15 ページをご覧ください。
【議案第 5 号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 議案第 5 号について質問のある方はいらっしゃいますか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは議案第 5 号地域計画変更申出に係る意見聴取について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認ということにさせていただきます。それでは、審議事項が終了したので、次に報告事項についてです。報告第 1 号農地法第 18 条、第 2 号使用貸借返還通知について、続けて事務局よりお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは報告議案について説明させていただきます。議案書の 16 ページをご覧ください。報告第 1 号及び第 2 号について説明します。
【報告第 1 号及び第 2 号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上で報告議案の説明を終わります。

会長 報告議案第 1 号、第 2 号について質問のある方はいらっしゃいますか。

委員一同 (質問なし)

会長 質問がないようなので以上で報告事項を終わります。
それでは香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。
令和 8 年 1 月分について、農地法第 4 条につきましては、香川県が 1 件、4.11 m²、三木町は 0 件です。農地法第 5 条につきましては、香川県が 15 件、55,482.35 m²、三木町は 0 件でございます。以上となりますが、その他質問等ありませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは、続きまして次第の (3) 青年等就農計画認定申請について審議をしていきたいと思えます。

町職員 失礼します。それでは青年等就農計画認定申請について説明させていただきます。

【青年等就農計画認定申請について説明】

以上で説明を終わります。

会長 青年等就農計画認定申請について、なにか質問のある方はいらっしゃいますか。

会長 現状の収入というのは、1年目の収入ということか。

町職員 そのとおりです。

沖藤委員 いちご農家についてだが、5年後のその他経費の用途はなにか。

町職員 ハウスの修繕、張り替え等をその他経費として考えております。

会長 ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは、続きまして次第の(4)地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目変更の認定について審議をしていきたいと思います。

町職員 失礼します。それでは地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目変更の認定について説明させていただきます。

【地籍調査担当者より説明】

以上で説明を終わります。

会長 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目変更の認定について、なにか質問のある方はいらっしゃいますか。

藤澤委員 地籍調査では現況地目を判断し、地目を変更していると思うが、どのように判断しているのか。

町職員 旧図等と照らし合わせたうえで、現況地目を総合的に判断しております。

事務局 今回地籍調査にて農地から農地外に変わるものについては、農地法による申請があったかどうかなど履歴について調べたうえで変更していくようになります。

会長 他に質問はありませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは事務局へ進行をお返しします。

事務局 高尾会長、議事進行お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましても慎重審議ありがとうございました。最後に担当より今後の行事予定等についてお知らせをいたします。

事務局 それでは、今後の行事予定等について、お知らせいたします。

【行事予定について通知】

連絡事項は以上でございます。

事務局 それでは閉会に当たりまして溝渕会長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理 (挨拶)

事務局 以上を持ちまして農業委員会2月の定例会を閉会いたしたいと思います。皆様お疲れ様でした。

1 5 時 2 8 分 閉会